

数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 略

(2) 規程第5条第2項第2号に規定する育児短時間職員（以下「育児短時間職員」という。）（常勤職員等に限る。以下この条において同じ。）のうち勤務時間が19時間30分であるもの
1の年度につき11日

6 略

7 公立大学法人神戸市看護大学職員の職務に専念する義務の特例に関する規程（2019年4月規程第66号）第2条第14号の規定により職務に専念する義務を免除されて国，地方公共団体又はその他の団体（以下この項において「団体等」という。）に勤務を命ぜられていた常勤職員等の年次有給休暇の日数については，当該団体等に勤務を命ぜられていた間も本法人に勤務していたものとみなして，前各項により定められる日数とする。この場合において，当該常勤職員等が当該団体等から与えられた年次有給休暇及び当該常勤職員等の当該団体等に対する欠勤は，当該常勤職員等が本法人から与えられた年次有給休暇及び当該常勤職員等の本法人に対する欠勤とみなす。

8 略

（契約事務職員等の年次有給休暇）

第14条 規程第2条第2号に規定する契約事務職員等（指定契約事務職員等を

職員

当該職員

員

当該職員

当

当該職員

当該職

第14条 削除

除く。) (以下「契約事務職員等」という。) の規程第21条第1項に規定する細則で定める日数は、1の年度において労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 規程第21条第1項及び第2項並びに第1項から第4項までの年度とは、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(病気休暇)

第15条 病気休暇の期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日(規程第6条第1項に規定する週休日及び規程第8条第1項に規定する職員の休日を含む。)の範囲内で、医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間とする。ただし、取得した病気休暇の末日から6月(休職の期間、育児休業の期間、1日を単位とする介護休暇の期間、停職の期間、自己啓発休業等の期間、配偶者同行休業の期間及び高齢者部分休業の承認を受けて1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日を除く。)以内に再び病気休暇を取得する場合には、前の病気休暇の期間を通算する。

(1) 略

(2) 契約事務職員等 10日

(常勤職員等の夏季休暇)

第26条 常勤職員等が夏季において願い

規程第2条第2号に規定する契約事務職員等(指定契約事務職員等を除く。)(以下「契約事務職員等」という。)

(夏季休暇)

職員

出た場合には、次の区分により、夏季休暇を与える。

(1) 6月1日現在在職する常勤職員等
(休職中の者及び引き続き1月以上欠勤中の者を除く。) 6月1日から9月30日までの間において5日

(2), (3) 略

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員(常勤職員等に限る。)については、前項各号において割り振られた日数に1週間の勤務日の日数を乗じて得た数を5で除して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)の夏季休暇を与える。

3 業務上の都合等により、夏季休暇を9月30日までに与えることができない常勤職員等については、理事長の承認を得て、10月31日までその期間を延長することができる。

(契約事務職員等の夏季休暇)

第27条 契約事務職員等(休職中の者及び引き続き1月以上欠勤中の者を除く。)が夏季(6月1日から9月30日までの間をいう。)において願い出た場合には、次の区分により、夏季休暇を与える。

(1) 継続した勤務が1年未満のもの
3日

(2) 継続した勤務が1年以上2年未満のもの 4日

(3) 継続した勤務が3年以上のもの
5日

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤

職員

職員

第27条 削除

務職員（契約事務職員等に限る。）については、前項各号において割り振られた日数に1週間の勤務日の日数を乗じて得た数を5で除して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）の夏季休暇を与える。

3 業務上の都合等により、夏季休暇を9月30日までに与えることができない契約事務職員等については、理事長の承認を得て、10月31日までその期間を延長することができる。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、2022年4月1日から適用する。